

愛媛県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱

(目 的)

第1 この要綱は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成し、足腰の強い農業構造を確立するため、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、農業経営改善促進資金制度運営に関する取扱いについて定める。

(資金措置)

第2 愛媛県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）への出捐及び基金協会から融資機関への預託の方法は、次のとおりとする。

1 愛媛県（以下「県」という。）は前条に規定する目的を達成するため、基金協会の愛媛県低利預託基金（以下「預託基金」という。）に出捐する。

基金協会への出捐方法は、次のとおりとし、その他資金供給に必要な事項は別に定める。

(1) 貸付金 県が策定した貸付目標額の6分の1に相当する額

(2) 貸付利率 無利子

2 基金協会は、県及び民間金融機関から借入れた借入金により造成された預託基金を、県の預託指示（様式第1号）に従って、融資機関に預託する。

また、融資機関へは、県から預託指示の通知（様式第2号）を行う。

融資機関への預託額及び預託利率は次のとおりとし、その他預託に必要な事項は県と基金協会が協議して基金協会が定める。

(1) 預託額 県が定めた融資機関の貸付目標額の3分の1に相当する額以内の額

(2) 預託利率 年1%

ただし、日本銀行の「時系列統計データ検索サイト」で公表されている預託予定日の14日前の日の属する月の「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」における「定期預金/預入金額3百万円以上1千万円未満/1年」の利率が1%未満の場合は、当該利率

3 融資機関は、前項の規定により供給を受けた資金の額の3倍に相当する額の範囲内で、第3に規定するところに従い、農業経営改善促進資金を貸し付ける。

(農業経営改善促進資金の内容)

第3 農業経営改善促進資金の内容は次のとおりとする。

1 対象となる経営改善計画

本要綱による支援の対象となる経営改善のための計画（以下「農業経営改善計画」という。）は、次のとおりとする。

① 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画

② 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画

③ 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画

2 貸付対象者

農業経営改善促進資金（以下「本資金」という。）の貸付対象者は、次の要件を満たす農業者とする。

ア 前項に定める農業経営改善計画の認定を受けていること。

イ 簿記記帳を行っていること（簿記記帳することが確実と見込まれる場合を含む。）。

ウ 農業経営改善計画が、短期運転資金を必要とするような具体的な改善措置を内容としているものであること。

エ ウの具体的な改善措置について認定後既に実施に着手し、又は認定を受けた年度にお

いて実施に着手することが確実であると認められること。

オ 農業経営改善計画又は農業経営改善促進資金利用申込書兼借入申込書(実施要綱様式第1号。以下「申込書」という。)において、既往借入金の返済財源が確保されていること。

カ 信用状況に不安のない者であること。

3 資金使途

本資金の資金使途は、農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金一般とする。(例示すれば次のとおり。)

ただし、既往借入金の借換え(本資金の初回の借入れ時における既往借入金(短期運転資金)からの切換えを除く)は含まないものとする。

- (1) 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
- (2) 肉用素畜、中小家畜等の購入費
- (3) 小農具等営農用備品、消耗品等の購入費
- (4) 営農用施設・機械の修繕費
- (5) 地代(賃借料)及び営農用施設・機械のリース・レンタル料
- (6) 生産技術、経営管理技術の修得費
- (7) 市場開拓費、販売促進費等

4 貸付方式等

本資金の貸付けは、次による。

- (1) 貸付方式
当座貸越、手形貸付及び証書貸付とする。
なお、当座貸越及び手形貸付については極度貸付方式とする。
- (2) 利用期間
農業経営改善計画期間(同計画の開始時期から同計画の終了時を含む年度の末日までをいう。以下同じ。)中とする。
- (3) 担保及び保証
融資機関の定めるところによるが、本資金の貸付けに当たっては、債権保全措置が形式的・慣行的とならないよう担保・保証人の徴求の弾力化に努めるものとする。

5 極度額等

(1) 極度額等の上限

本資金の1農業者に係る極度額又は証書貸付における貸付金の残高の合計額(以下「極度額等」という。)の上限は、次に掲げる金額とする。

ただし、市町の農業経営基盤強化促進基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項の「基本構想」をいう。)において示された農業経営の指標の規模を超える規模を目指す農業経営改善計画を有するもの等特段の事情がある場合にあっては、特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知)第1に基づき市町段階に設置されている特別融資制度推進会議(以下「特別融資制度推進会議」という。)が認めた額とすることができる。

区 分	個 人	法 人
一般経営	500万円	2,000万円
畜産経営又は施設園芸を含む経営	2,000万円	8,000万円

(2) 極度額等の設定

極度額等は、農業経営改善計画期間の各年度について融資機関が設定するものとする。
 ただし、設定金額が、極度額等の上限を超える場合には、特別融資制度推進会議の認定を受けるものとする。

(3) 極度額等の見直し

融資機関は、その農業者の経営状況及び資金利用状況等からみて極度額等を変更する必要があると判断する場合は、極度額等を変更することができるものとする。

ただし、変更金額が、極度額等の上限を超える場合には、特別融資制度推進会議の認定を受けるものとする。

6 貸付利率

- (1) 本資金の貸付利率は、次の算式により決定する（小数点以下第三位を四捨五入した上で、小数点以下第二位を二捨三入又は七捨八入して0.05%単位とする。）水準以内とする。

$$\text{貸付利率} = \frac{\begin{matrix} ※ \\ \text{都銀・短プラ} \times (\text{協調倍率} - 1) + \text{融資機関への} \\ \text{低利預託金利} \end{matrix} \times 1}{\text{協調倍率}} + \begin{matrix} ※ \\ \text{調整値} \end{matrix}$$

(年%)

※都銀・短プラとは、「都市銀行の短期プライムレート」いう。

※調整値は、都銀・短プラ水準に応じ次のとおりとする。

都銀・短プラ	調整値
5%未満	0.8%
5%以上6%未満	0.6%
6%以上7%未満	0.4%
7%以上8%未満	0.2%
8%以上	0.0

- (2) 農業者が当座貸越による貸付けを選択する場合には、年0.5%の範囲内で融資機関が定めた率を加算することができる。
- (3) 本資金は変動金利制とし、貸付利率の改定があったときは、改定日の貸付金残高（当座貸越の場合に限る。）及び改定日以降の貸付金に適用する。
- (4) (1)の具体的な貸付利率は、別途農林水産省経済局長から通知される貸付利率とし、金利改定日は原則として月の当初とする。

7 償還期限

本資金の償還期限は、手形貸付及び証書貸付にあつては1年以内、当座貸越にあつては1年程度の当座貸越契約期間内とする。

ただし、農業経営改善計画期間中は、有効に決定される極度額等の範囲内で借換えを行うことができる。

8 農業経営改善計画期間終了時の取扱い

本資金を借り受けた者の農業経営改善計画期間終了時に有する本資金の残高は、すべて農業経営改善計画期間終了時に返済する。

ただし、本資金を借り受けた者が家畜の飼養又は永年性植物の栽培等農産物の生産に1年以上を要する営農類型を営むものにあつては、農業経営改善促進計画期間終了後3年の範囲内で融資機関が認めた期間内に返済する。

(融資機関)

第4 本資金の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。

なお、本資金を融通しようとする金融機関は、あらかじめ基金協会を経由して様式第3号により、県にその旨を届け出るとともに、基金協会との間において基本契約を締結するものとする。

- (1) 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合

- (2) 農業協同組合法第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
- (3) 農林中央金庫
- (4) 銀行
- (5) 信用金庫
- (6) 信用協同組合

(借入手続等)

第 5 本資金の借入手続き等は、次の各号に掲げるとおりとする。

なお、融資機関は、申込書の受理から、原則として 1 月半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続きが終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

- 1 借入希望者は、申込書を作成し、農業経営改善計画書及び同認定書（写）を添付して、融資機関に提出する。
借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の 3 に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を申込書に併せて提出するものとする。
- 2 特別融資制度推進会議は、本資金の貸付けに係る認定等に関する事務を、原則として、融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会）に委任するものとする。
- 3 2 により委任を受けた融資機関は、認定等に関する審査（農業経営改善計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を責任を持って行うものとし、当該融資機関は、認定等を行った場合には、特別融資制度推進会議事務局に対し、速やかに、認定等に係る報告をするとともに、借入希望者に承諾の通知（様式第 5 号）を行うものとする。
- 4 3 により報告を受けた特別融資制度推進会議事務局は、速やかに、農業経営改善促進資金貸付認定等報告書（様式第 6 号）を作成し、地方局農業振興課に提出するものとする。
- 5 融資機関は、借入額が極度額等の上限、又は市町が定める特別融資制度推進会議設置要領等に規定している慎重な審議を必要とする額を超える場合には、特別融資制度推進会議に対し、関係書類に貸付予定極度額等を記載した意見書（様式第 7 号）を付して認定を求めるとし、融資が可能な場合には、借入希望者に承諾の通知を行うものとする。

(貸付目標額)

第 6 本資金の融資機関ごとの貸付目標額の策定については、次による。

- 1 融資機関は、市町その他関係機関と協議して、毎年度、融資機関貸付予定目標額を策定し（様式第 8 号）、地方局を経由して、県が定める日までに農業経済課に提出する。
- 2 県は、融資機関から提出のあった融資機関貸付予定目標額、低利預託基金の造成見込み、本資金の貸付実績等を基礎として、関係機関と協議のうえ、毎年度、県貸付予定目標額を策定し、これを国と協議する。
- 3 県は、国から内示を受け、県の貸付目標額を設定したときは、融資機関別の貸付目標額及びこれに対応する第 2 の 2 の預託額を決定し、融資機関（様式第 9 号）及び基金協会（様式第 10 号）へ通知する。

(資金貸付け等の適正化)

第 7 融資機関は、次のとおり貸付け等の適正化を図るものとする。

- 1 融資機関は、本資金の貸付けに当たっては、債権保全措置が形式的・慣行的とならないよう担保・保証人の徴求の弾力化に努めるとともに、借入希望者が基金協会の債務保証を受けようとする場合には、推進会議の承諾のほか、基金協会による債務保証の決定が必要であるので、基金協会の債務保証に関する手続も併行的に進めることにより、円滑な融通が図られ

るよう配慮するものとする。

2 融資機関は、本資金の貸付け及び資金の払出しに当たっては、次の事項に留意して、適切な運用の確保に努めるものとする。

(1) 本資金の貸付けを開始するに当たっては、貸付けの相手方ごとに本資金と他の資金とを明確に区分して管理すること。

(2) 本資金の貸付資金の払出しに当たっては、極力現金交付を避け、口座引落とし、口座振込み等、貸付資金の使途を確認し得る方法を活用すること。

3 融資機関は、常に本資金を借り受けた者の資金利用状況及び経営状況等を把握し、本資金の融通及び償還の適正化を図るものとする。

また、本制度の趣旨に即した活用が図られていないと認められる場合は、利用継続の可否について推進会議の意見を聴いて処理するものとする。

(報告)

第8 農業経営改善促進資金貸付状況等報告は、次のとおりとする。

1 農業経営改善促進資金貸付状況報告

融資機関は、上半期（4月1日から9月30日まで。以下同じ。）・下半期（10月1日から3月31日まで。以下同じ。）ごとの「農業経営改善促進資金貸付状況報告書」（様式第11号）を作成し、これを上半期末及び下半期末の翌月の末日までに基金協会に提出する。

2 低利預託基金預託等状況報告

(1) 基金協会は、1の報告を取りまとめ、上半期・下半期ごとに「農業経営改善促進資金低利預託基金預託等状況報告書」（様式第12号）を作成し、上半期末・下半期末の翌々月の15日までに県及び信用基金に提出する。

(2) 県は(1)の提出を受けたときは、これを速やかに中国四国農政局に提出する。

附 則

この要綱は、平成6年11月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年2月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際現に改正前の愛媛県農業経営改善促進資金実施要綱様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号及び様式第10号の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県農業経営改善促進資金実施要綱様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号及び様式第10号の規定により提出された書類とみなす。

附 則

この要綱は、平成12年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

2 この要綱適用の際現にある改正前の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 10 日から施行し、平成 24 年 7 月 4 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 26 日から施行する。